

# 八雲町立野田生小学校「学校いじめ防止基本方針」（要約版）

## 1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

### （基本理念）

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

### （いじめの禁止）

児童は、いじめを行ってはならない。また、いじめを認識しながら放置してはならない。

### （学校及び職員の責務）

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組む。いじめが疑われる場合は、学校が組織的に適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

#### 【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

### （1）基本施策

#### ① 学校におけるいじめの防止

（ア）いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

（イ）児童の豊かな心と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

（ウ）保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

#### ② いじめの早期発見のための措置

※ささいな兆候であっても、疑いを持って早い段階からの的確に関わりを持ち、積極的に認知する。

##### （ア）いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

○児童対象いじめアンケート調査 年2回（5月・11月）

○保護者対象いじめアンケート調査 年2回（5月・11月）

○児童相談を通じた学級担任による児童からの聞き取り調査年2回（7月・12月）

##### （イ）いじめ相談体制

児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談体制の整備を行う。

○校内いじめ相談窓口の設置

○八雲町子育て支援センター所員の活用

(ウ) いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上いじめの防止等のための対策に関する研修を実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

### ③ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、関係資料の提供等を行う。

## (2) いじめ防止等に関する措置

### ① いじめの防止等の対策のための組織「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。

#### <構成員>

校長、教頭、生徒指導担当、養護教諭、当該学級担任、(PTA三役・学校評議員)

#### <活動>

○いじめの早期発見に関すること(アンケート調査、児童相談等)

○いじめ防止に関すること。

○いじめ事案に対する対応に関すること。

○いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること。

○学校いじめ防止基本方針に関わる取組の検証と見直しに関すること

#### <開催>

隔月1回程度を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

### ② いじめに対する措置

(ア) いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。

(イ) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

(ウ) 「いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。

(エ) いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

(オ) いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの条件が満たされているものとする。

○いじめに係わる行為が止んでいること

○被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

## (3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ア 重大事態が発生した旨を，八雲町教育委員会に速やかに報告する。
- イ 教育委員会と協議の上，当該事案に対処する組織を設置する。（必要に応じて外部機関と連携）
- ウ 上記組織を中心として，事実関係を明確にするための調査を行う。
- エ 上記調査結果については，いじめを受けた児童・保護者に対し，事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため，次の2点を学校評価の項目に加え，適正に自校の取組を評価する。

- ア いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- イ いじめの再発を防止するための取組に関すること。

平成25年12月 1日策定  
平成30年 4月 1日改定  
令和 2年 9月30日改定  
令和 2年12月10日改定

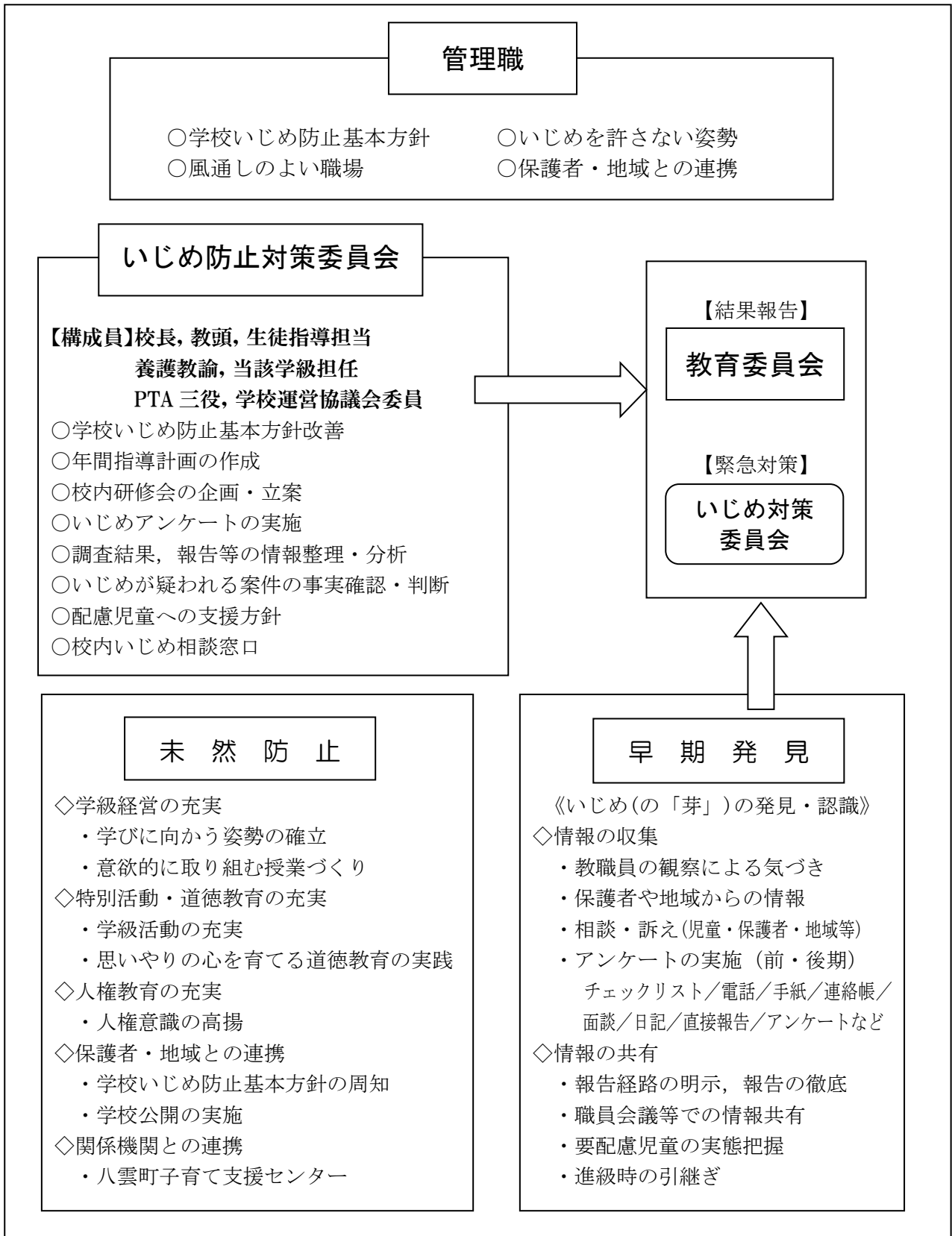
# いじめ防止のための全体計画



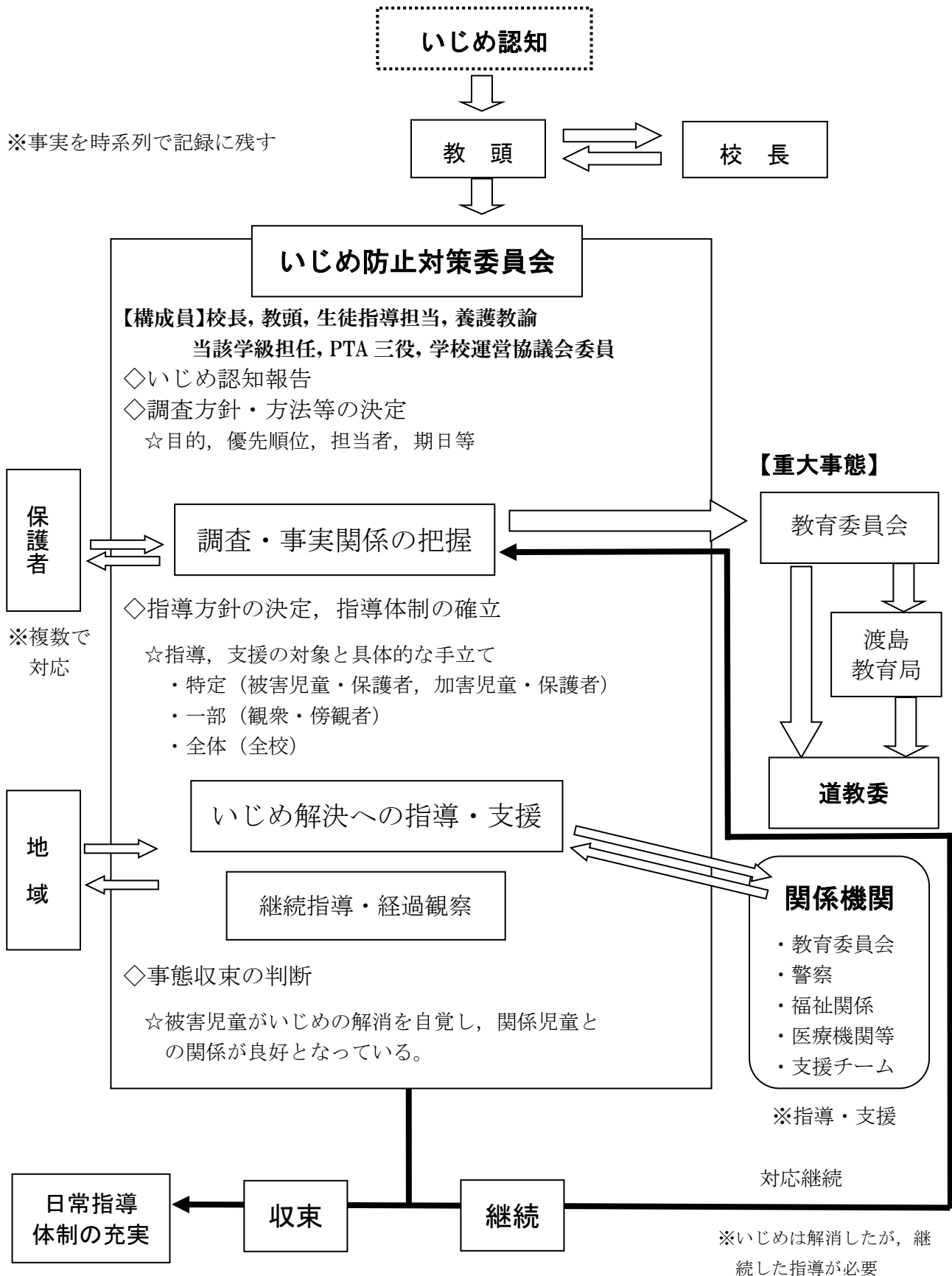
年間指導計画

月	関連する行事等	主な取組	道徳学習内容 「主題名」(学年)【重点内容項目】
4	始業式・入学式 1年生を迎える会	職員会議～「学校いじめ基本方針」確認	「相手を思いやって」(中学年)【親切, 思いやり】 「相手の立場に立って」(高学年)【親切, 思いやり】
5	クリーン作戦①	学級・生徒指導交流会 いじめアンケート実施 いじめ防止委員会(集計・検討) <必要に応じ「いじめ対策委員会」を開く>	「人とともに」(低学年)【親切, 思いやり】 「分けへだてなく」(中学年)【公正, 公平, 社会主義】2時間 「正義実現のために」(高学年)【公正, 公平, 社会主義】
6	運動会 合同修学旅行	職員会議～いじめアンケート結果報告	「友達と仲良く」(低学年)【友情, 信頼】 「誰とでも」(低学年)【公正, 公平, 社会主義】 「友だちと助け合って」(中学年)【友情・信頼】 「相手を思いやって」(中学年)【親切, 思いやり】2時間 「豊かな人間関係をつくる」(高学年)【友情, 信頼】
7	遠足 なかよし学習① 水泳学習 祭典スポーツ交流 PTAキャンプ	校区内巡視 いじめ防止委員会	「友達と仲良く」(低学年)【友情, 信頼】 「大切な命」(低学年)【生命の尊さ】 「命を大切に」(中学年)【生命の尊さ】 「かけがえのない命を尊重する」(高学年)【生命の尊さ】
8	水泳学習 合同宿泊研修	校区内巡視	
9	ふれあいの集い 収穫祭 クリーン作戦②		
10	なかよし学習②	学級・生徒指導交流会 いじめ防止委員会	
11	学芸会	いじめアンケート実施 いじめ防止委員会(集計・検討) <必要に応じ「いじめ対策委員会」を開く>	「人とともに」(低学年)【親切, 思いやり】 「相手の立場に立って」(高学年)【親切, 思いやり】 「正義実現のために」(高学年)【公正, 公平, 社会主義】
12	子ども会クリスマス会	職員会議～いじめアンケート結果報告	「あたたかい心で」(低学年)【親切, 思いやり】2時間 「正義実現のために」(5年)【規則の尊重】 「自分の行動に責任を持って(6年)」(高学年) 【善悪の判断, 自律, 自由と責任】 「かけがえのない命を尊重する」(高学年)【生命の尊さ】
1	スキー教室 PTA雪上運動会	校区内巡視	
2	スキー遠足 なかよし学習③	学級・生徒指導交流会 いじめ防止委員会	「命を大切に」(中学年)【生命の尊さ】 「正義実現のために」(高学年)【公正, 公平, 社会主義】 「相手の立場に立って」(高学年)【親切, 思いやり】
3	6年生を送る会 卒業式		「大切な命」(低学年)【生命の尊さ】

日常の指導体制（未然防止・早期発見）



緊急時の組織的対応（いじめへの対応）



## いじめが発生した場合の指導の手順

## 正確な事実関係などの把握

- ・「いじめ」はいつ頃からか
- ・誰が誰に、どのようなことをしたのか
- ・動機や理由は何か
- ・周辺の子供の状況はどうであったか
- ・その時、どう感じたか
- ・今、どう思っているか

## いじめられる側といじめる側の個別指導

- ・事実を整理し、学校としての指導方針を示す
- ・いじめられる側に安心感を与える

## いじめられる側の親への対応

- ・速やかに事実を告げ、学校の指導に落ち度があれば謝罪する
- ・学校の対応と指導の方向性を理解してもらう

## いじめる側の親への対応

- ・事実を伝える
- ・いじめられる側の子供と親の心情をわかってもらう
- ・子供の指導や家庭における教育の見直しについて、具体的に助言する
- ・今後の学校の指導の方向性を示し、理解してもらう

## いじめの外側にいる子どもへの指導

- ・ **三原則** を確認する
- ・ いたわり、思いやりの心を育てる
- ・ 事実を伝え、集団としての在り方を考えるよう促す

いじめられる側の子どもへの  
援助的指導

- ◇つらい気持ちを共感的に理解し、いじめられる原因を模索する
  - ・ 受容的な態度で訴えを聞く
  - ・ 学級、学年等の協力体制を整えて本人に安心感を持たせる
  - ・ なぜいじめられたのかを共に考える
- ◇徐々に行動の活性化を図る
  - ・ 教師の積極的な働きかけなどから行動が積極的になるよう促す
- ◇よい点を見つけ、励まし、自信を持つよう援助する
  - ・ 達成感や満足感を味わわせるように接する
- ◇対人関係の確立、拡大を図る
  - ・ 教師や友人との関係が安定するよう接し、人間関係の拡大を図る
- ◇自己主張ができるようにする

## いじめる側の子どもへの指導

- ◇いじめの事実を確認する
  - ・ いじめの行為の事実を問いただす
- ◇いじめの動機や理由を聞く
  - ・ 本人の心の内面を理解する
  - ・ 善悪の区別をはっきりさせる
- ◇欲求不満や不信感などを増大させている要因をつかむ
- ◇ストレス解消について考えるよう働きかける
- ◇いじめは絶対にいけないことを情動的に理解させる
- ◇対人関係の改善を図る

## 三原則

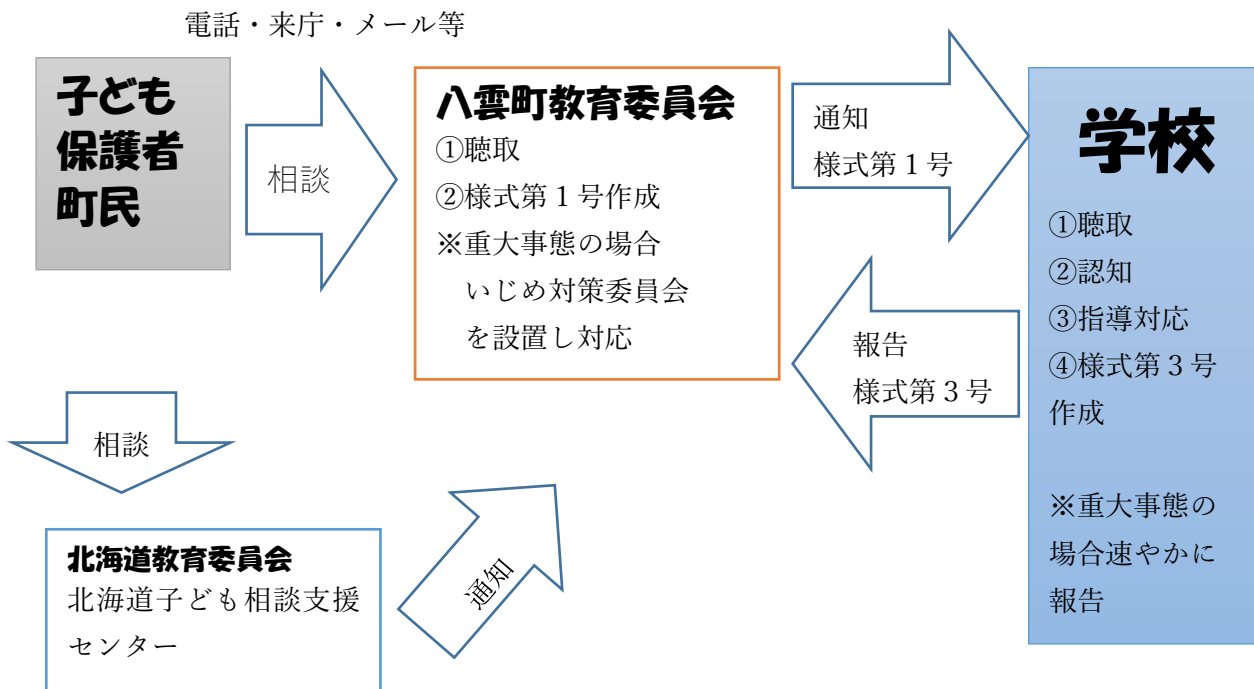
- 「いじめを許さない」
- 「いじめられた者を責めない」
- 「傍観者的な態度は許されない」

\*資料【いじめが発生した場合の指導の手順】による

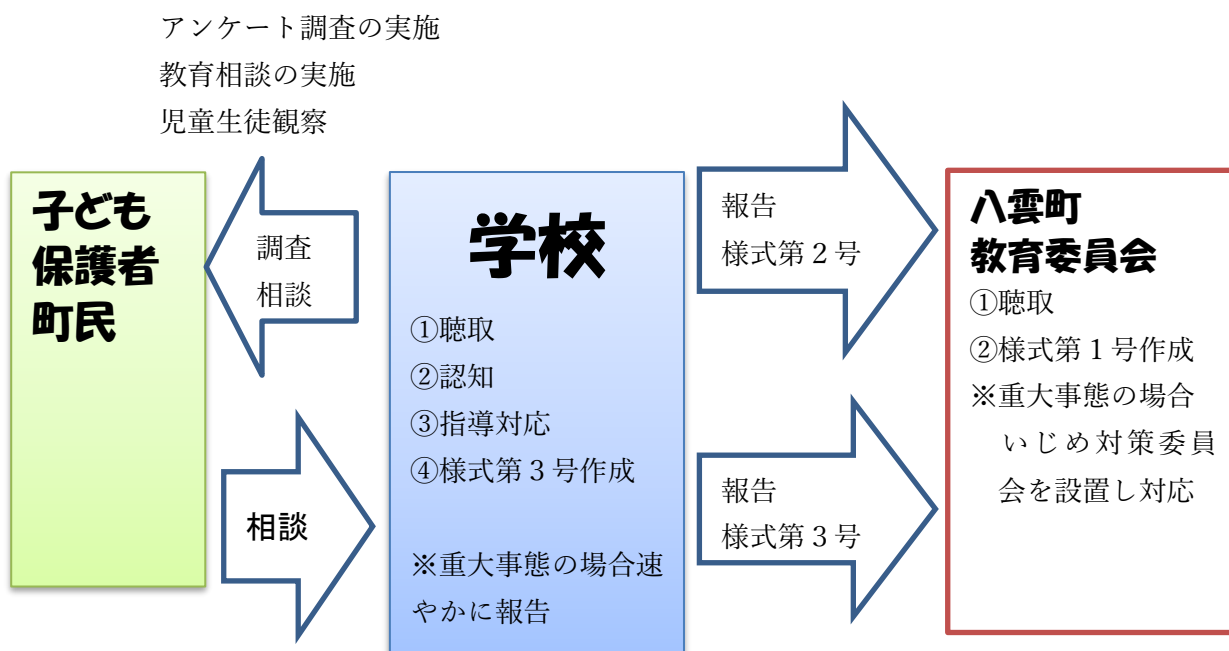


「八雲町子どものいじめ防止条例」に基づくいじめを認知した場合の報告フロー図

(1) 教育委員会に設置した「いじめ相談電話」等で相談があった場合



(2) 各学校において、アンケート調査や、児童生徒、保護者、地域からの相談で認知した場合



## いじめの早期発見のためのチェックリスト

〈記入日 年 月 日〉

## 日常の行動や様子等

児童生徒氏名

- |   |   |   |
|---|---|---|
| <input type="checkbox"/> 遅刻・欠席・早退が増えた。                      | [ | ] |
| <input type="checkbox"/> 保健室などで過ごす時間が増えた。または、すぐに保健室に行きたがる。  | [ | ] |
| <input type="checkbox"/> 用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。または、訪問する。  | [ | ] |
| <input type="checkbox"/> 教職員の近くにいたがる。                       | [ | ] |
| <input type="checkbox"/> 登校時に、体の不調を訴える。                     | [ | ] |
| <input type="checkbox"/> 休み時間に一人で過ごすことが多い。                  | [ | ] |
| <input type="checkbox"/> 交友関係が変わった。                         | [ | ] |
| <input type="checkbox"/> 他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。      | [ | ] |
| <input type="checkbox"/> 表情が暗く、元気がない。                       | [ | ] |
| <input type="checkbox"/> 視線をそらし、合わせようとしない。                  | [ | ] |
| <input type="checkbox"/> 衣服の汚れや擦り傷、傷み等が見られる。                | [ | ] |
| <input type="checkbox"/> 持ち物や掲示物等にいたずらされたり、落書きされたり、隠されたりする。 | [ | ] |
| <input type="checkbox"/> 体に擦り傷やあざができて有的时候がある。               | [ | ] |
| <input type="checkbox"/> けがをしている理由を曖昧にする。                   | [ | ] |

## 授業や給食等の様子

- |   |   |   |
|---|---|---|
| <input type="checkbox"/> 教室にいつも遅れて入ってくる。              | [ | ] |
| <input type="checkbox"/> 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。     | [ | ] |
| <input type="checkbox"/> 発言したり、褒められたりすると冷やかしやからかいがある。 | [ | ] |
| <input type="checkbox"/> グループ編成の際に、所属グループが決まらず、孤立する。  | [ | ] |
| <input type="checkbox"/> グループを編成すると机を離されたり避けられたりする。   | [ | ] |
| <input type="checkbox"/> 給食の際に配膳されなかったり、量を減らされたりする。   | [ | ] |
| <input type="checkbox"/> 食事の量が減ったり、食べなかったりする。         | [ | ] |
| <input type="checkbox"/> 清掃時間に一人だけ離れて掃除している。          | [ | ] |
| <input type="checkbox"/> ゴミ捨てなどいつも人の嫌がる仕事をしている。       | [ | ] |

## いじめの問題への対応チェックリスト

〈記入日 年 月 日〉

## いじめの防止や事案対処等のために必要な要件

## 1 教職員集団に関わる要件

- 学校いじめ防止基本方針の内容について教職員の共通理解が図られている。
- 全ての教職員がいじめの定義を理解している。
- 日頃から、教職員が管理職に報告・連絡・相談しやすい環境となっている。
- 全ての教職員が「学校いじめ対策組織」の役割や構成員等を理解している。
- 「学校いじめ対策組織」の会議が定期的開催されている。
- 「学校いじめ対策組織」等が中心となり、計画的にいじめに係る校内研修を実施している。

## 2 いじめの早期発見のための要件

- 児童にとっていじめを訴えやすい環境の中で、いじめの把握のためのアンケート調査が実施されている。
- いじめの把握のためのアンケート調査実施後に、いじめに関する児童に対する個人面談が確実に実施されている。
- 「けんか」や「ふざけ合い」などを含めていじめが疑われる場合に、複数の教職員が、背景にある事情の調査等を慎重に行い、組織的にいじめに当たるかどうかの判断を行うことを徹底している。

## 3 いじめの事案対処のための要件

- 教職員が把握したいじめを「学校いじめ対策組織」に迅速、かつ正確に報告できる体制となっている。
- いじめが発生した際に、「学校いじめ対策組織」が速やかに開催され、関係者間で情報を共有したり、対処プランを策定したりできる環境となっている。
- 「学校いじめ対策組織」が外部専門家や外部機関と適切に連携できている。
- 全ての教職員が事案対処の流れを理解している。
- 全ての教職員が解消の判断基準を理解している。

## 4 学校いじめ防止基本方針や「学校いじめ対策組織」に関わる要件

- 学校いじめ防止基本方針の内容を見直し、必要に応じて変更している。
- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組を、学校評価の評価項目に位置付け、学校評価の結果を取組の改善に役立てている。
- 学校いじめ防止基本方針を児童、保護者、地域住民等に確実に周知している。
- 「学校いじめ対策組織」がいじめの相談や通報を受ける窓口であることを、児童、保護者、地域住民等に確実に周知している。